相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県新庄市大字松本六一五番地一一、最後の住所山形県新庄市大字松本六一五番地の一一　被相続人　亡　難波　康雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

山形県新庄市本町四番三三号こらっせ新庄五階　弁護士法人リーガルスピリット新庄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武田　芳人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区東堀通十二番町二八二三番地、最後の住所福島県大沼郡会津美里町字高田甲二八八六番地　被相続人　亡　久住　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田代　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字小深作七二番地九、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字小深作七二番地九　被相続人　亡　寒河江　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目六番一九号高砂パークスペースビル六階　山本正士法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　泰生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県富士見市大字下南畑三八五番地、最後の住所埼玉県富士見市大字南畑新田一五六〇番地の一　被相続人　亡　若林よし江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

埼玉県川越市新宿町一―二〇―一一　佐賀ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　市川　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市栄町西二丁目九二〇番地、最後の住所千葉県松戸市栄町西二丁目九二〇番地　被相続人　亡　水野　召三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

事務所東京都新宿区新宿一―二六―一長田屋ビル五階ＴＯＫＹＯ大樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安孫子理良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住寿町二一番地、最後の住所横浜市緑区十日市場町八八〇番地一二ジョイライフ十日市場　被相続人　亡　中西佐和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階

相続財産管理人　弁護士　桑原　康孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍アメリカ合衆国、最後の住所横浜市鶴見区江ケ崎町二番四二号新鶴見ホーム三Ｆ三〇　被相続人　亡　リッチマン・ドロシー・エム

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

横浜市中区日本大通一八　ＫＲＣビルディング三〇七号室

相続財産管理人　弁護士　本間　春代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区本牧町一丁目一一〇番地、最後の住所山梨県北杜市須玉町比志六四六五番地三長寿荘　被相続人　亡　篠崎三千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

山梨県甲府市緑ヶ丘二丁目一三番三五号緑が丘グランドハイツ三〇二宮崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮崎　明雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市善左衛門五三三番地一、最後の住所静岡県藤枝市善左衛門五三三番地　被相続人　亡　大石　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

静岡市葵区馬場町四三―一静岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石川アトム

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市郡山岳町二九四六番地、最後の住所神戸市兵庫区水木通二丁目二番二二―八〇三号　被相続人　亡　鈴木　隆夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西川　精一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県山県郡北広島町南方六五四〇番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　平岩　嗣男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

事務所　広島市安佐北区落合一丁目四四番二〇号　相続財産管理人　黒田　眞幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区可部南四丁目一八番、最後の住所広島市安佐北区可部南四丁目一八番三五号　被相続人　亡　池永　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十一日

事務所　広島市中区上八丁堀五番一五号新沢ビル二〇一号室

相続財産管理人　弁護士　好永　裕一

第22期決算公告

平成27年11月26日　東京都文京区小日向4丁目5番16号

株式会社シータス＆ゼネラルプレス

代表取締役　宮崎　美紀

貸借対照表の要旨　（平成27年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,321,075	流動負債	1,413,135
固定資産	663,680	賞与引当金	69,565
		固定負債	717,173
		退職給付引当金	52,391
		役員退職慰労引当金	42,872
		株主資本	854,446
		資本金	83,000
		資本剰余金	2,602
		資本準備金	2,602
		利益剰余金	768,844
		利益準備金	26,283
		その他利益剰余金	742,562
		（うち当期純利益）	(270,648)
資産合計	2,984,755	負債・純資産合計	2,984,755